日本補償コンサルタント復興支援協会の役割と展望

まちの復興を支援

東日本大震災発生を契機に、2014年4月1日に設立された日本補償コンサルタント復興支援協会は、東京電力福島第一原子力発電所事故による汚染地域への賠償に関する相談等補助業務、建物等の賠償に関する現地評価業務及び、放射能汚染地域の除染に伴い発生する汚染物質の貯蔵施設である「中間貯蔵施設」設置のための事業用地1600㌶の用地取得に関する関連業務の支援を、全国会員446会員の総力を挙げて取り組んできた。ここでは、「復旧・復興」に果たしてきた活動を概観するとともに、ここで培った経験、ノウハウを生かして、各地で続発する地震や水害などに見舞われた被災地の復旧・復興を支援する新たな活動、役割などを紹介する。

脱炭素 実現に向けて

環境省環境再生・資源循環局長 森山 誠二氏に聞く

東日本大震災から10年の節目を迎え、福島の復興・再生は次の10年へのステージとなる。環境省のこれまでの取り組みと今後の見通し、本格的な復興・再生に向けた役割などを、森山誠二環境再生・資源循環局長に聞いた。

――福島の復興・再生事業の取り組みと今後の見通しは

「東京電力福島第一原子力発電所事故によって放射性物質の放出という前代未聞のことが発生した。住むことができる環境に早く戻すため、学識者の意見を聞きながら除染することになった。放射線量は自然減衰するものの、表面の土をはがし、放射性物質がたまりやすい場所を清掃するなどの除染を建設企業の協力を得て手探りで進めた。ピーク時の1日の作業員は2万人にもおよび、安全管理や工程管理が大変だったと思う。やり遂げた成果が、19年度の土木学会賞・技術賞の連名受賞になった」

「除染後の除去土壌などを一時的に保管する仮置き場は、福島県内に約1400カ所あった。フレキシブルコンテナバッグが積まれ『このままでは普通の生活はできない』ことから、この解消が課題だった。大熊町と双葉町、福島県の協力によって中間貯蔵施設の受け入れが決まり、除去土壌などの施設への輸送が進んでいる。建設企業が仕事を担い、ピーク時には1日当たり延べ約3000台もの10㌧トラックが施設に除去土壌などを運び入れた。細かなトラブルはあるが、安全に輸送してもらい、約1400万立方㍍のうち、約1050万立方㍍の搬入まで進んでいる。帰還困難区域の除染に伴う除去土壌などの輸送があるものの、21年度末までに施設への搬入をおおむね終える予定だ。既に県内の仮置き場は300カ所を下回り、徐々に元の生活環境に戻りつつある」

「除去土壌などの県外最終処分は最重要課題であり、再生利用がかぎを握る。飯舘村の長泥地区で実証を進めている。21年度からは、県外最終処分の実現に向けた再生利用などの安全性などについて、対話集会開催などによる理解醸成活動を強化していく。廃棄物の埋立処分は、富岡町と楢葉町にまたがる処分場に搬入し目標に当たる約5割程度を搬入した。重要なのは帰還困難区域を含む6町村の特定復興再生拠点区域の整備だ。部分的には避難指示を一部解除済みで22年春から23年春の拠点区域全体の避難指示解除に向け力を注ぐ。避難指示解除を契機に、まちの復興を強力に支援していく」

――本格的な復興・再生に向け環境省が果たす役割は

「今後の10年は新しい環境施策を展開する。その1つとして脱炭素の取り組みに注力する。『2050年カーボンニュートラル（CN）』は政府の公約であり、大熊町や浪江町はゼロカーボンシティを宣言している。環境省としてもこれを強力に後押しして、脱炭素と復興を掛け合わせたまちづくりを実現していく。まだすべてを終えたわけではないが、これまでの取り組みはゼロに戻すことであり、次の10年はゼロからプラスすることになる。『ふくしまグリーン復興構想』や『福島イノベーション・コースト構想』などの下、具体的な取り組みを進める」

――中間貯蔵施設の用地取得に尽力した日本補償コンサルタント復興支援協会の今後の展望について

「中間貯蔵施設の整備は、1600㌶もの広さの土地を短期間に取得する必要性と緊急性があった。用地調査の実施に当たり、地権者の了解を得ながら進める中で、すぐに調査ができるというわけではなく、放射線に対する懸念もあった。このような困難がある中で復興支援協会が立ち上がり、多くの人材を確保する仕組みができた。緊急事態には機能する仕組みだと思っている」

「近年は各地で災害が頻発している。災害時には補償業務を緊急的に契約することもあるが、災害が発生した地域に業務の担い手がいるからできることであり、地域の人員が不足し業務に対応できないケースもある。19年の台風19号などの災害では、協会が補償業務を担当したと聞いている。人材が地域に不足している場合には助かる。中間貯蔵施設での業務は減っていくが、災害時などにおいて有効な仕組みである」

中間貯蔵施設整備は75%の用地取得

「中間貯蔵施設事業の進捗と復興支援協会との連携について」

環境省福島地方環境事務所長 室石 泰弘

震災以降、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、福島県内各地で除染が行われました。

除染で発生した土壌や廃棄物を、福島県外で最終処分するまでの間、安全に管理するための施設として、環境省は、中間貯蔵施設の整備を進めています。2013年に国が地元に中間貯蔵施設の受入れを要請して以降、国と地元との話合いを経て、14年から15年にかけて、福島県、大熊町、双葉町が苦渋の決断として中間貯蔵施設の受入れを容認し、15年2月には、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入についても受入れが決まりました。

中間貯蔵施設の整備に当たっては、面積約1600㌶にわたる広大な用地について、登記記録人数ベースで約2400人に及ぶ地権者の方々に対して、物件調査・算定を進め、補償内容を丁寧に説明しご了解を得ることが必要です。また、仮置き場からの除去土壌等を一刻も早く運び出してほしいという地元の要望を踏まえ、他の公共事業に例の無いスピードで用地取得を行うことが求められました。

そこで、14年4月「大規模な災害の復興等事業、大規模な災害を起因とする事業等の用地補償及び用地補償関連業務を支援し、もって広く公共の福祉の増進に寄与すること」を目的として設立された一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会（以下「復興支援協会」）へ協力を依頼し、物件の調査から補償金の算定・補償説明に至るまで用地担当職員が行う全ての業務について支援をいただくこととしました。短期間に業務が集中することになるため、復興支援協会は、全国の会員企業を福島へ動員し物件調査や補償金算定作業に当たり、また、全国へ避難された地権者の方々へ全国の会員企業に協力をいただき補償説明を実施しています。こうした復興支援協会の支援のお陰もあって、ことし1月末時点で、全体面積に対して、75・3％の用地が契約済みとなっています。土地を提供いただいた地権者の皆様のご理解・ご協力に深く感謝申し上げます。

用地取得の進捗を踏まえ、16年11月には、除去土壌を受け入れ、草木・根などの異物を取り除く受入・分別施設、分別後の土壌を貯蔵する土壌貯蔵施設の整備が始まり、20年3月には、8工区全てで運転を開始しました。また、除染により生じた草木などの廃棄物を処理する仮設焼却施設・灰処理施設や廃棄物貯蔵施設も一部を除き運転を開始しています。中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、15年3月に輸送を開始し、ことし2月11日時点で輸送対象となる1400万立方㍍のうち約74・7％の1045・2万立方㍍の輸送を完了しており、21年度末までに福島県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域のものを除く）概ね搬入完了を目指し、安全第一で輸送を進めています。

また福島県外の最終処分に向けて、除去土壌等の減容・再生利用のための実証事業等を地元のご理解を得ながら進めています。この3月で東日本大震災から10年を迎えますが福島の復興は道半ばです。今後とも、福島の復興に向けた皆様のお力添えを何卒よろしく御願いいたします。

中間貯蔵施設設置に伴う支援業務実績（2014年―20年度）

実施年度	業務名称	実施会員数	
14年度	除染等の措置等の推進に必要な用地総合支援業務	7地区	22会員
	中間貯蔵施設整備に伴う用地補償説明業務	3地区	18会員
	中間貯蔵施設整備に伴う土地建物等調査等業務	2地区	7会員
15年度	中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務	8地区	35会員
	中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務	8地区	41会員
	中間貯蔵施設設置に伴う土地建物等調査等業務	10地区	90会員
16年度	中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務	8地区	35会員
	中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務	10地区	98会員
	中間貯蔵施設設置に伴う土地建物等調査等業務	8地区	51会員
17年度	中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務	8地区	31会員
	中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務	10地区	91会員
	中間貯蔵施設設置に伴う土地建物等調査等業務	8地区	47会員
18年度	中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務	7地区	19会員
	中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務	9地区	56会員
	中間貯蔵施設設置に伴う土地建物等調査等業務	9地区	44会員
19年度	中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務	6地区	23会員
	中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務	9地区	39会員
	中間貯蔵施設設置に伴う土地建物等調査等業務	9地区	57会員
20年度	中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務	4地区	13会員
	中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務	9地区	32会員
	中間貯蔵施設設置に伴う土地建物等調査等業務	10地区	53会員

・地区は全国を10地区としている。会員数は当初120会員、現在446会員。

・実施会員延べ人数は、用地総合支援業務及び用地補償説明業務は1会員1―3人、土地建物等調査業務は1会員5―15人程度であり、平均人数で求めた延べ人数は6年間で4360人である。

幾多の困難に取り組んできた誇り

「一日も早い被災地の復旧・復興、被災者の生活再建を願って」

日本補償コンサルタント復興支援協会会長 川畑 清夫

一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会は、「大規模な災害の復興事業等の用地補償業務及び用地補償関連業務を支援し、もって公共の福祉の増進に寄与すること」を目的に2014年4月1日に設立されました。

設立当初の支援業務は、1600㌶にも及ぶ中間貯蔵施設の用地取得関連業務で、14年7月にスタートし、現在まで6年9月にわたって実施しています。業務スタート時には、放射性物質の影響による健康被害の不安から調査員の確保に大変苦労しました。このため、会員に「特定線量下業務特別教育」を全国各地で実施し、調査員を確保することができました。

また、業務開始直後は、現地が放射性物質汚染地域であって帰還困難区域であり、かつ、被災建物等の補償額の調査・算定要領などが無かったことなどもあり、作業の遅延などが生じました。

原子力発電所の事故により汚染された地域を復旧・復興する事業は世界で初めてであり、『福島の復興無くして、日本の再生無し』という政府の方針の下、福島復興の最重要事業として中間貯蔵施設が計画されました。当協会は、中間貯蔵施設用地取得関連業務が、いかに重要な業務かを認識し、事業の早期完成に向けあらゆる手段・方策を講じてきました。東日本大震災発生から10年を迎えた今、『中間貯蔵施設の事業用地』はほぼ確保されており、除染物質の搬入も順調に行われています。

この業務には、通常の公共用地取得では考えられない条件『作業環境・用地取得規模・所要時間・補償方法』等々がありましたが、「被災地の一日でも早い復興」という目標に向かって、幾多の困難にも正面から取り組んできたことを協会として誇りに思い、今後ともスタート時の気持ちを忘れずに、託された業務を着実に履行していきたいと考えています。

現在、当協会は、「補償コンサルタント」としての専門的知識や経験を生かして、ほぼ毎年のように発生する大規模災害において、『公費による損壊家屋等解体・撤去処理事業の支援業務（以下「公費解体支援業務」といいます。）』の実施により、被災地の復旧・復興を支援しており、これまでの支援実績は、16道県、53市町村、損壊家屋等は延23700件余に及んでいます。

当協会はこれまで、中間貯蔵施設用地取得関連業務に主力を注いできましたが、この業務が、終盤に差し掛かってきました。

今後は、公費解体支援業務などのような、会員がこれまでに培ってきた知識・経験を生かして、被災地の復旧・復興を支援していくことが協会の使命と捉え、また、発生した災害の復旧・復興支援のみならず、防災・減災をも視野に入れた、幅広い支援をしていきたいと考えています。

「現地調査に立ちはだかる三つの壁」

復興支援協会いわき事務所 土地建物進捗管理統括者 廣石 裕治

日本全国から用地調査のプロを集めてスタートした中間貯蔵施設事業用地の調査業務を、円滑に進めるためには、三つの大きな壁を乗り越えなければなりませんでした。

その壁とは、「放射線」「時間」そして「暑さ」です。

◇放射線の壁

最初の壁が、放射線です。調査が、原子力発電所事故由来の放射線の影響を受ける原子力発電所に最も近い場所であるため、放射線の影響がない場所の数百から1000倍近い空間線量の被ばくを伴う作業であることを、調査業務に携わる人全てに伝え、理解と協力を求める必要が有りました。

◇時間の壁

次に立ちはだかった壁が、時間です。事故後1年以上もそのまま放置され、権利者が避難して手付かずの場所の調査は、敷地内の除草やガレキの除去等が必要で、通常の何倍もの時間が必要です。一方、時間が掛かるほど、それに比例して被ばく量が多くなります。現地での調査時間に制約（当初は1日わずか3―4時間）を受ける中で、正確な調査を実施する方法を常に模索しながら作業を進めました。

◇暑さの壁

最後の壁が、暑さです。放射性物質を外部に持ち出さないために、現地での調査には防護服の着用が求められます。当然、気温が高い5月から10月半ばでも同じで、1時間も作業をすれば全身汗まみれになります。しかし、調査区域内では飲食が原則禁止されているので、水分補給もままなりません。熱中症対策は、本当に大変でした。

こうした厳しい状況の中で、現在まで事故もなく調査を実施してこられたのは、「全ての会員の努力に他ならない」と感謝しています。

東日本大震災から熊本地震――その先へ

復興支援協の過去・現在・未来

当協会は、2016年の熊本地震災害、18年の西日本豪雨災害・北海道胆振東部地震災害、19年に関東・東北地方を襲った台風15号災害・19号災害、昨年の九州豪雨災害において、地方公共団体の要請により、公費解体支援業務を実施しています。

この公費解体支援業務は、当協会の宮城県会員が、当協会設立以前に、東日本大震災により倒壊した家屋等の『公費解体撤去管理業務』として、仙台市の要請を受けて実施しました。

当協会は、熊本地震発災後、直ちに熊本県会員に仙台市での経緯等を情報提供するとともに、熊本県及び熊本市に支援業務の内容等を説明しました。

熊本地震は激甚災害に指定され、環境省所管の災害廃棄物処理事業費補助金適用の決定を受け、損壊家屋等を公費によって解体・撤去することになり、当協会は熊本市を始め4市町村からの要請を受け、本格的に公費解体支援業務に取り組むことになりました。

その後の災害においても、公費解体支援業務を実施し、その実績は、別表のとおり、16道県、53市町村、損壊家屋等は延べ2万3700件余になっています。また、最近の災害においては、公費解体支援業務に併せて国土交通省所管の宅地内の堆積土砂排除事業の支援業務も実施しています。

当協会は、東日本大震災から熊本地震災害、そしてその後発生した大規模災害へと繋がってきた公費解体支援業務は、災害の復旧・復興の重要な支援業務の一つと考えています。

当協会の会員は常日頃、公共用地取得に関する業務を行っています。

公費解体支援業務の内容は、損壊家屋等の権利者確認、調査・解体撤去費用算定、現地での立会、解体撤去確認資料作成などになります。これら専門的な知識を必要とする業務のほとんどは、公共用地取得業務の内容と類似しており、会員が精通している業務です。

また、公費解体支援業務を迅速、円滑かつ確実に進めていく上で重要なことは、地方公共団体、損壊家屋等の所有者や解体業者などの間の連絡・調整です。

会員は、常日頃の業務を通じて、これら専門的知識に加え、連絡・調整に必要な対話や説明の能力をも保持しその増進に努めています。

現在、首都直下地震や南海トラフ地震などの懸念が高まっており、また、気候変動の影響による災害が毎年のように繰り返されています。

当協会は、平時において災害支援協定を締結し、災害が発生したときに備えておくことが、災害の復旧・復興に有意義であると考えています。

これまで、当協会においては、20年6月に広島県海田町、同年9月に同県三原市、本年2月には高知県との間で災害支援協定を締結しました。高知県との協定は、高知県が包括的に締結し県内市町村がこれを活用するというものです。発災時に支援する業務は、公費解体支援業務、罹災証明書交付のための住家の被害認定調査の支援業務その他の必要な業務となっています。また、平時の支援として、地方公共団体が開催する研修講師の派遣、公費解体支援業務に関する各種情報提供などを行うこととなっています。

災害支援協定の締結は、これまでは、地方公共団体からの要請を受けて協議等を行ってきました。

今後は、これまでに公費解体支援業務を実施した地方公共団体を始め、実施したことが無かった地方公共団体に対しても、機会を捉えて、災害支援協定締結の意義等を説明し、理解を得て、多くの地方公共団体と協定を締結し、平時における取り組み（協力）も併せて、支援業務の実施により、微力ながら、被災地の早期の復旧・復興、さらには、被災者の一日も早い生活再建等に貢献していきたいと考えています。

当協会は、支援協定締結の責務として、大規模災害に備え、その規模に応じて、他の地域の会員の応援も念頭に置いた実施体制を検討することとしています。

また、住家の被害認定調査に関する内容なども含めて、復興支援業務に関する組織的・体系的な研修・講習を改めて実施することとしています。さらに、情報を共有するため、時には地方公共団体職員にも参加してもらえるような内容にしていきたいと思っています。

今後は、被災者や被災地方公共団体の視点で、また、防災・減災も含めて、これまでに培ってきた知識・経験が生かせる新たな支援業務なども模索し、地方公共団体に提案するなどをして、当協会の使命を果たしていきたいと考えています。

公費解体支援業務の実績（2016年―20年）

実施年度	災害名	被災県	実施市町村	件数	実施会員数	
16年度	熊本地震	熊本県	熊本市、宇土市、益城町、南阿蘇村	7,077	1地区	34会員
17年度	熊本地震	熊本県	熊本市、宇土市、益城町、南阿蘇村	6,500	1地区	30会員
18年度	熊本地震	熊本県	南阿蘇村	100	1地区	12会員
	西日本7月豪雨	岡山県	倉敷市、総社市、高梁市、真庭市、新見市	1,149	1地区	8会員
		広島県	呉市、三原市、安芸郡坂町、海田町、熊野町	906	1地区	3会員
		愛媛県	宇和島市、西予市、大洲市	522	1地区	9会員
	北海道胆振東部地震	北海道	勇払郡厚真町、安平町	397	1地区	13会員
19年度	西日本7月豪雨	岡山県	倉敷市、総社市、高梁市、真庭市、新見市	1,644	1地区	9会員
		広島県	呉市、三原市、安芸郡坂町、海田町、熊野町	92	1地区	3会員
		愛媛県	宇和島市、西予市、大洲市	18年度に含む	1地区	9会員
	北海道胆振東部地震	北海道	勇払郡厚真町、安平町	18年度に含む	1地区	13会員
	台風15号	千葉県	館山市、南房総市、鋸南町、富津市、市原市 いすみ市、木更津市、袖ケ浦市	1,125	1地区	16会員
	台風19号	宮城県	角田市、丸森町	435	1地区	1会員
		福島県	伊達市、石川町、須賀川市	739	1地区	10会員
		長野県	長野市、佐久市、千曲市、須坂市	575	1地区	2会員
		茨城県	常陸大宮市、大子町	212	1地区	12会員
		埼玉県	東松山市	35	1地区	2会員
		神奈川県	相模原市	27	1地区	1会員
		栃木県	佐野市、栃木市	384	1地区	9会員
20年度	西日本7月豪雨	岡山県	倉敷市、総社市、新見市	87	1地区	4会員
	台風15号	千葉県	館山市、南房総市、鋸南町、富津市、市原市 いすみ市、鴨川市、木更津市、袖ケ浦市	19年度に含む	1地区	16会員
	台風19号	宮城県	角田市、丸森町	19年度に含む	1地区	1会員
		福島県	伊達市、石川町、須賀川市		1地区	10会員
		長野県	長野市、佐久市、千曲市、須坂市、中野市		1地区	2会員
		茨城県	常陸大宮市、大子町		1地区	12会員
		埼玉県	東松山市		1地区	2会員
		神奈川県	相模原市		1地区	1会員
		栃木県	佐野市、栃木市		1地区	9会員
	7月九州豪雨	熊本県	人吉市※、球磨村※、錦町、芦北町	1,615	1地区	16会員
		福岡県	大牟田市	200	1地区	9会員
		大分県	九重町、玖珠町	29	1地区	3会員
		島根県	江津氏	11	1地区	2会員

・※付の実施市町村は公費解体支援業務以外に堆積土砂排除事業の支援業務（150件）を実施、数量を加算している。

・20年度の実施数量は予定数量で表示しているものもある。

・地区は全国を北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄の10地区としている。

一般社団法人
日本補償コンサルタント復興支援協会
〒105―0001
東京都港区虎ノ門一丁目1番20号
虎ノ門実業会館5階
TEL03―6205―4564（代表）
http://www.jccrsa-net.or.jp